

議案第20号

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例中一部  
改正の件

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成29年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部  
を改正する条例

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成27年  
条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第5項中「次に掲げる世帯」の次に「（以下「ひとり親世帯等」とい  
う。）又は第2子以降」を加え、同項第1号中「（以下「ひとり親世帯等」とい  
う。）」を削り、同表の備考第6項中「2分の1の額」を「第2階層の額」とし、同  
表の備考第7項の次に次の1項を加える。

8 別表の3の表において、世帯の所得割の額が169,000円未満である場合には、第  
2子以降の利用者負担額を無料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

説 明

国が進める「平成29年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組」や、北海  
道の「多子世帯の保育料軽減策」の実施に伴い、特定教育・保育施設等（幼稚園・保  
育所等）を利用する児童の保護者が負担する利用者負担額（保育料）の軽減を図るた  
め、本条例の一部を改正するものです。

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表（第4条関係）</p> <p>1 教育標準時間認定（1号）利用者負担額</p> <p>—略—</p> <p>2 保育認定（2号）利用者負担額（3歳以上児）</p> <p>—略—</p> <p>3 保育認定（3号）利用者負担額（3歳未満児）</p> <p>—略—</p>	<p>別表（第4条関係）</p> <p>1 教育標準時間認定（1号）利用者負担額</p> <p>—略—</p> <p>2 保育認定（2号）利用者負担額（3歳以上児）</p> <p>—略—</p> <p>3 保育認定（3号）利用者負担額（3歳未満児）</p> <p>—略—</p>
<p>備考</p> <p>1～4 —略—</p> <p>5 利用者の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）又は第2子以降である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。</p> <p>（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配</p>	<p>備考</p> <p>1～4 —略—</p> <p>5 利用者の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。</p> <p>（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配</p>

改正案	現 行
<p>偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>6 ひとり親世帯等のうち世帯の所得割の額が77,100円以下である場合には、この表における利用者負担額の金額は、第1子を<u>第2階層の額</u>とし、第2子以降は無料とする。</p> <p>7 ー略ー</p> <p>8 <u>別表の3の表において、世帯の所得割の額が169,000円未満である場合には、第2子以降の利用者負担額を無料とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u></p>	<p>偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯<u>(以下「ひとり親世帯等」という。)</u></p> <p>(2) ー略ー</p> <p>6 ひとり親世帯等のうち世帯の所得割の額が77,100円以下である場合には、この表における利用者負担額の金額は、第1子を<u>2分の1の額</u>とし、第2子以降は無料とする。</p> <p>7 ー略ー</p>

## 第 2 階層の利用者負担額軽減

市町村民税非課税世帯が属する第 2 階層の利用者負担額を、現行の第 2 子半額、第 3 子以降無料から、第 2 子以降はすべて無料とします。

(例) 保育認定 (2号) 3歳以上児 保育標準時間の場合

階層	区分		月額 (円)	
			現行	改正後
第 1	生活保護等支援給付受給世帯		0	0
第 2	市町村民税非課税 世帯	第 1 子	3,600	3,600
		第 2 子	1,800	0
		第 3 子以降	0	0
第 3 ~ 12			改正による変更なし	

## ひとり親世帯等の利用者負担額軽減

市町村民税の所得割額が 77,100 円以下（年収約 360 万円未満相当）のひとり親世帯等について、平成 28 年 4 月 1 日から適用した現行の負担軽減措置を更に拡充し、第 1 子の利用者負担額を第 2 階層の額まで減額し、第 2 子以降は引き続き無料とします。

(例) ひとり親世帯等の利用者負担額

保育認定（2号）3歳以上児 保育標準時間の場合

階層	区分	月額（円）			
		基準額	現行 （平成 28 年 4 月分から）	改正後 （平成 29 年 4 月分から）	
第 1	生活保護等支援給付受給世帯	0	0	0	
第 2	市町村民税非課税世帯	第 1 子	3,600	0	0
		第 2 子	1,800	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
第 3	市町村民税均等割額 のみの世帯	第 1 子	11,550	5,770	3,600
		第 2 子	5,770	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
第 4	市町村民税所得割額 が 48,600 円未満の世帯	第 1 子	14,020	7,010	3,600
		第 2 子	7,010	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
第 5	市町村民税所得割額 が 48,600 円以上 69,000 円未満の世帯	第 1 子	21,600	10,800	3,600
		第 2 子	10,800	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
第 6	市町村民税所得割額 が 69,000 円以上 77,100 円以下の世帯	第 1 子	24,300	12,150	3,600
		第 2 子	12,150	0	0
		第 3 子以降	0	0	0
	市町村民税所得割額 が 77,101 円以上 84,000 円未満の世帯 （変更なし）	第 1 子	24,300	24,300	24,300
		第 2 子	12,150	12,150	12,150
		第 3 子以降	0	0	0
第 7～12		改正による変更なし			

## 多子世帯（年収約 640 万円未満相当）の利用者負担額軽減

利用者負担額（保育料）負担の大きい 3 歳未満児を対象に、市町村民税の所得割額が 169,000 円未満（年収約 640 万円未満相当）の多子世帯について新たに負担軽減措置を設け、現行の第 2 子半額、第 3 子以降無料から、第 2 子以降の利用者負担額を無料とします。

(例) 3 歳未満児の利用者負担額

保育認定（3 号）3 歳未満児 保育標準時間の場合

階層	区分		月額（円）	
			現行	改正後
第 1	生活保護等支援給付受給世帯		0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	第 1 子	5,400	5,400
		第 2 子	2,700	0
		第 3 子以降	0	0
第 3	市町村民税均等割額のみの世帯	第 1 子	13,650	13,650
		第 2 子	6,820	0
		第 3 子以降	0	0
第 4	市町村民税所得割額が 48,600 円未満の世帯	第 1 子	16,570	16,570
		第 2 子	8,280	0
		第 3 子以降	0	0
第 5	市町村民税所得割額が 48,600 円以上 69,000 円未満の世帯	第 1 子	24,000	24,000
		第 2 子	12,000	0
		第 3 子以降	0	0
第 6	市町村民税所得割額が 69,000 円以上 84,000 円未満の世帯	第 1 子	27,000	27,000
		第 2 子	13,500	0
		第 3 子以降	0	0
第 7	市町村民税所得割額が 84,000 円以上 114,000 円未満の世帯	第 1 子	28,500	28,500
		第 2 子	14,250	0
		第 3 子以降	0	0

第8	市町村民税所得割額が 114,000 円以上 146,000 円未満の世帯	第1子	30,000	30,000
		第2子	15,000	0
		第3子以降	0	0
第9	市町村民税所得割額が 146,000 円以上 169,000 円未満の世帯	第1子	37,820	37,820
		第2子	18,910	0
		第3子以降	0	0
	市町村民税所得割額が 169,000 円以上 193,000 円未満の世帯 (変更なし)	第1子	37,820	37,820
		第2子	18,910	18,910
		第3子以降	0	0
第10~12	改正による変更なし			